

公布された条例のあらまし

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 知事及び副知事の給料額の特例措置

令和二年五月一日から同年七月三十一日までの間における知事及び副知事の給料額を、次のとおり現行額から十万円減ずることとした。

(1) 知事

月額 一、二一四、〇〇〇円 ↓ 月額 九九二、六〇〇円
(現行額一、〇九二、六〇〇円)

(2) 副知事

月額 九四七、〇〇〇円 ↓ 月額 七九九、六五〇円
(現行額 八九九、六五〇円)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金条例

1 積立て

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとした。

2 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする事とした。

4 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

5 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

7 施行期日

公布の日から施行することとした。